

いわき労働基準監督署 署長室からのお知らせ

ご注意ください！

福島県最低賃金が引き上げられます

10月1日から 時間額800円 ⇒ 828円

- ◎ 資料等、自由にご利用ください
- ◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！
(いわき労働基準協会までお寄せください)

Vol.14 2021.9.2

署長室よりいわきAiosを望む (R03.7撮影)

いわき市「まん延防止等重点措置」適用中（～9/12）

いわき市内の事業所でクラスターが発生しています！

職場の感染防止対策5つのポイントを実行しましょう！

監督署への届出等は郵送・電子申請をご利用ください



STOP！転倒災害

墜落・転落災害防止

職場の感染防止

労働災害多発注意報発令中

熱中症予防

「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」

◎建災防いわき分会の全会員企業がゼロ災宣言されました！！◎

いわき市の宣言企業 39社 企業名…[こちらをクリック](#)



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

～健康診断と事後措置の徹底を！～（添付資料参照）

安全衛生課からのお願い

健康診断の実施と健診実施後の措置の実施状況について調査を行っております。添付した調査用紙（いわき労働基準協会より配布）にご記入の上、FAXによりいわき労働基準監督署まで送信いただきますようお願いいたします。

8月から業務改善助成金を使いやすくなりました！

助成率：3/4～9/10 助成額（最大）：450万円（600万まで増額の場合あり）

申請期限 令和4年1月31日

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

詳しく（助成対象・助成額内訳・取組み事例等）は添付資料をご覧ください！

第80回全国産業安全衛生大会に参加しましょう！

日程 現地開催（東京都）：令和3年10月27日（水）～29日（金）

オンライン開催：令和3年10月27日（水）～11月30日（火）

内容や参加方法は、添付資料及び[大会公式ウェブサイト](#)をご覧ください

令和3年度

心とからだの健康推進運動

9/1^水 ~ 9/30^木

健診とストレスチェックで
セルフケア
いきいき笑顔で明るい職場

- ① 令和2年一般健康診断有所見率 **58.5%**
- ② 令和2年特殊健康診断有所見率 **5.7%**
- ③ 令和2年ストレスチェック高ストレス者 **13.7%**

(資料出所：①②厚生労働省「健康診断結果調」、③全衛連)

ご存知ですか。PHR (Personal Health Record)

国は、私たちの生涯を通じた健康情報等をPHRとして活用するための基盤整備を進めています。その際、個人を特定する管理番号として、一人ひとりが保有する健康保険証番号が用いられます。

健康情報等は、国の情報サイト「マイナポータル」に登録され、今後、以下のような様々な場面で利用できるようになります。

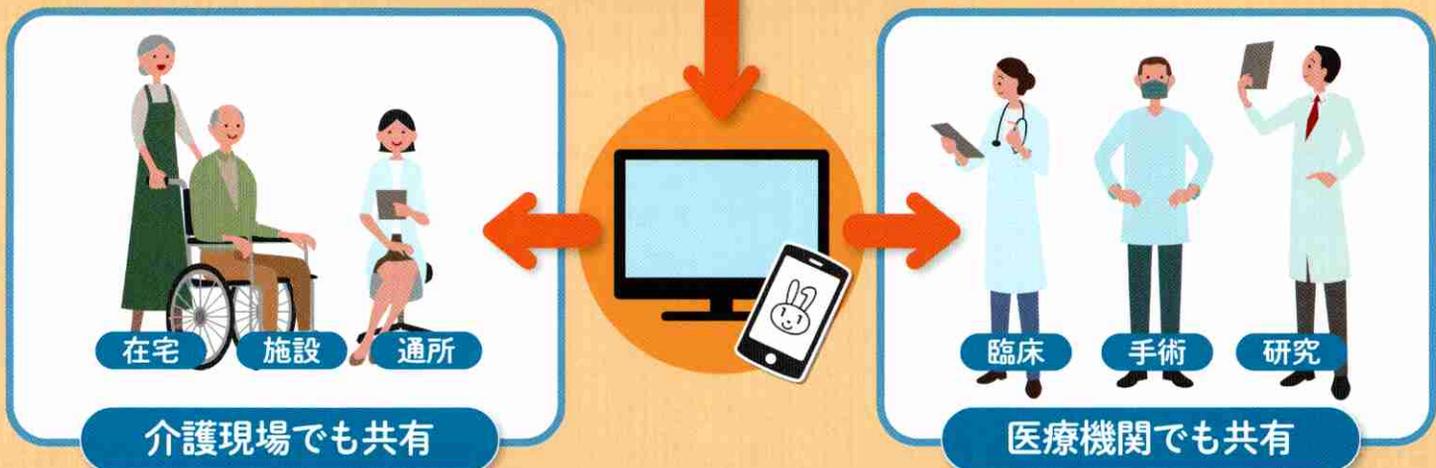
- ・過去の健診データの蓄積と閲覧
- ・事業者と保険者によるコラボヘルスへの健診データの活用
- ・医療機関受診時における健診データの活用

健診時、健康保険証番号の提供をお願いします。

職域の健康診断記録については事業主が管理しており、個人識別番号もまちまちです。そこで、2021年度より、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を受診して頂く皆様から、健康保険証の保険者番号、被保険者番号を確認させていただき、皆様の健康診断記録を「マイナポータル」に登録するサービスを開始します。

お手数ですが、問診票(または受診票)に健康保険証の保険者番号、被保険者番号の記載をお願いします。

[データヘルス改革推進本部資料(厚生労働省)を参考に作成]



9月「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？

次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名		電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年 ____月 直近の健診実施機関名 _____	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 ____年 ____月 <input type="checkbox"/> 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っている 直近の健診実施時期 ____年 ____月 直近の健診実施機関名 _____	<input type="checkbox"/> 対象者がいない <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 ____年 ____月 <input type="checkbox"/> 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
エ	健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当事案なし
カ	健康診断の結果保健指導を行っていますか。（努力義務）		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」における義務）		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない → 行っていない場合はその理由 <input type="checkbox"/> 医療保険者からデータ提供を求められたことがない <input type="checkbox"/> 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかない <input type="checkbox"/> データ提供することに事業場としての利点がない <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ 直近の健診実施機関名については、代表する1機関を記入すること。

令和3年10月15日までにファックス等によりいわき労働基準監督署あてご報告ください。

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月
平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）

※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象

（⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る）

各コース助成上限額

- ・45円コースを新設
- ・10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日



【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています